

伝統的工芸品産業支援補助金

平成30年度予算額 3.6億円（3.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、230存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・零細企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業は、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援します。
- なお、本事業は「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき経済産業大臣が指定した工芸品が対象であり、事業の申請に際しては、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります。

成果目標

- 伝統的工芸品の生産額の増減率が、一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

意匠開発事業

和菓子職人やデザイナーなどの各専門家を招聘し、専門技術や感性を活かし、現代生活に合う「和菓子のための食器」を開発するなど、伝統技術を取り入れた新規意匠開発を支援します。



【高岡銅器の技術を活かした和菓子のための食器およびチェス道具】

活性化事業

新たに漆塗りガラス製のテーブルウェアを開発し、海外展示会等に出展、海外からの評価をもとに商品のブラッシュアップを行い、国内でも新たな市場拡大を目指すなど、伝統的工芸品産業による海外展開等の活性化を目的とした事業を支援します。



【木曾漆器の漆塗りガラス器】



【京くみひもの海外展示会での出展の様子】